



# 栃木県公報

平成30(2018)年  
10月5日(金)  
第3027号

## 目 次

### 告 示

○生活保護法による指定医療機関の指定..... 777

○生活保護法による指定施術機関の指定..... 778

○生活保護法による指定医療機関の名称等の変更..... 778

○生活保護法による指定医療機関の事業の廃止..... 778

○児童福祉法による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定..... 779

○難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定..... 779

○道路の区域の変更..... 780

○道路の供用開始..... 781

### 選挙管理委員会

○不在者投票を行うことができる施設の指定の取消し..... 782

## 告 示

### 栃木県告示第506号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第49条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成30(2018)年10月5日

栃木県知事 福田 富一

#### 1 病院、診療所又は薬局

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
平成30(2018)年 8月1日	ほだかクリニック	佐野市北茂呂町10-7
平成30(2018)年 7月1日	しらさぎ耳鼻咽喉科クリニック	河内郡上三川町しらさぎ2-25-7
平成30(2018)年 9月1日	西真岡アクセプトインターナショナルクリニック	真岡市高勢町3丁目203-1
平成30(2018)年 5月26日	長谷川歯科医院	佐野市田沼町1390
平成30(2018)年 9月1日	ウエルシア薬局足利五十部店	足利市五十部町419番地1

#### 2 指定訪問看護事業者等

指定年月日	指 定 訪 問 看 護 事 業 者 等		訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 等	
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
平成 30 (2018) 年 6月1日	合同会社ケーアイ	栃木市大平町富田1674-2	訪問看護ステーションえん	栃木市大平町富田1674-2

#### 栃木県告示第507号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第55条第1項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成30 (2018) 年10月5日

栃木県知事 福 田 富 一

指定年月日	施 術 者		施 術 所	
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地
平成 30 (2018) 年 8月27日	坂本 大樹	鹿沼市東町3-2-8 ひまわり2棟	たかぬま整骨院	鹿沼市西茂呂3-1-17

#### 栃木県告示第508号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により指定医療機関の名称等を次のとおり変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成30 (2018) 年10月5日

栃木県知事 福 田 富 一

病院、診療所又は薬局

変 更 年 月 日	名 称	所 在 地
平成30 (2018) 年 6月30日	ピノキオ薬局真岡西店	真岡市長田5丁目8番地10 (真岡市長田601-2)

(注) 表中の ( ) 内は変更前のもの

#### 栃木県告示第509号

次の指定医療機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成30 (2018) 年10月5日

栃木県知事 福田 富一

病院、診療所又は薬局

廃止年月日	名称	所在地
平成30(2018)年 7月31日	医療法人社団穂高会佐野中央病院	佐野市北茂呂町10-7

(保健福祉課)

## 栃木県告示第510号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の9第1項に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関の指定をしたので、同法第19条の19の規定により次のとおり公示する。

平成30(2018)年10月5日

栃木県知事 福田 富一

## 1 病院又は診療所

名称	所在地	開設者名	指定年月日
すずの木ファミリークリニック	真岡市荒町2-5-1	医療法人幸の杜	平成30(2018)年 9月1日
もりや眼科	小山市中央町3-3-10ロブレ632ビルB-110	森谷 充雄	平成30(2018)年 9月12日

## 2 薬局

名称	所在地	開設者名	指定年月日
有限会社富士ファーマシー中里調剤薬局	小山市乙女1-24-10	有限会社富士ファーマシー	平成30(2018)年 9月1日
あいのわ薬局	真岡市荒町2-5-26	有限会社セントメディカル	平成30(2018)年 9月1日

## 3 指定訪問看護事業者

名称	所在地	開設者名	指定年月日
社会医療法人博愛会ほほえみ訪問看護ステーション	那須塩原市大黒町2番5号	社会医療法人博愛会	平成30(2018)年 9月19日

## 栃木県告示第511号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第14条第1項に規定する指定医療機関の指定をしたので、同法第24条の規定により次のとおり公示する。

平成30(2018)年10月5日

栃木県知事 福田 富一

## 1 病院又は診療所

名称	所在地	開設者名	指定年月日
坂元クリニック	那須塩原市中央町4-21 サンガーデンMIE1F	福田 典利	平成30(2018)年 9月5日
西真岡アクセプトインターナショナルクリニック	真岡市高勢町3丁目203-1	眞塩 一樹	平成30(2018)年 9月3日

すずの木ファミリークリニック	真岡市荒町2-5-1	医療法人幸の杜	平成30(2018)年9月1日
----------------	------------	---------	-----------------

2 薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日
あいのわ薬局	真岡市荒町2-5-26	有限会社セントメディカル	平成30(2018)年9月1日

(健康増進課)

栃木県告示第512号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成30(2018)年10月5日から同年11月5日まで一般の縦覧に供する。

平成30(2018)年10月5日

栃木県知事 福 田 富 一

I

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 那須烏山矢板線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
25	前	さくら市鹿子畑字前坪1016-2地先から さくら市鹿子畑字中坪1042-2まで	5.0~6.0	113.0	
	後	さくら市鹿子畑字前坪1016-2地先から さくら市鹿子畑字中坪1042-2まで	6.8~7.9	113.0	

II

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 蛭田喜連川線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
167	前	那須郡那珂川町芳井字向山39-8から 那須郡那珂川町芳井字大墓平4-24まで	6.9~8.4	323.7	
	後	那須郡那珂川町芳井字向山39-8から 那須郡那珂川町芳井字大墓平4-24まで	9.1~16.6	323.7	

III

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 蛭田喜連川線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
167	前	那須郡那珂川町芳井字代官山1106-1から さくら市穂積字上沢1470-70まで	7.0～11.0	267.7	
	後	那須郡那珂川町芳井字代官山1106-1から さくら市穂積字上沢1470-70まで	9.8～16.0	267.7	

IV

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 仙波鍋山線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
202	前	佐野市仙波町字神平773-1から 佐野市仙波町字原1528-1まで	6.3～18.7	616.6	
	後A	佐野市仙波町字瀬戸野1683-2から 佐野市仙波町字瀬戸野1682-1まで	11.3～22.0	100.9	
	後B	佐野市仙波町字神平773-1から 佐野市仙波町字原1528-1まで	11.6～32.9	690.0	

V

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 仙波葛生線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
283	前	佐野市仙波町字神平773-1から 佐野市仙波町字下町屋1684-1まで	6.7～18.1	248.8	
	後	佐野市仙波町字神平773-1から 佐野市仙波町字下町屋1684-1まで	7.2～30.5	265.7	

栃木県告示第513号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成30（2018）年10月5日から同年11月5日まで一般の縦覧に供する。

平成30（2018）年10月5日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
68	主 要 地 方 道 宇 都 宮 向 田 線	宇都宮市平出町1319-6から 宇都宮市平出町6046まで	平成30（2018）年 10月5日

（道路保全課）

## 選挙管理委員会

### 栃木県選挙管理委員会告示第30号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり取り消したので告示する。

平成30（2018）年10月5日

栃木県選挙管理委員会委員長 小 林 恒 夫

施 設 の 名 称	所 在 地
医療法人社団全仁会 介護老人保健施設 ホスピア宮の橋	宇都宮市南大通り 1-1-23